


環境省・オフセット・クレジット(J-VER)制度認証委員会
(事務局:気候変動対策認証センター)御中

平成24年2月29日

検証結果の概要報告書

検証結果の概要について以下の通り報告いたします。

対象プロジェクト名		
愛媛県バイオマスエネルギープロジェクトによるバイオ燃料(B5)利用促進事業		
GHG 検証機関		
当該プロジェクトにおける検証を行うにあたり、当該プロジェクトに関して一切の利害関係がないことを宣誓します。		
機関名	株式会社トーマツ審査評価機構 	
担当部署名	CO2 チーム	
責任者名	多田 久仁雄	
責任者 E-mail	kunio.tada@tohatsu.co.jp	
責任者電話番号	03-4334-8143	
審査員名 ⁱ	審査担当者:林 利夫(リーダー) テクニカルレビューア:石外 力 プロセスレビューア:稲永 弘	
機関要件への合致	当社は、我が国における国際認定フォーラムメンバーである公益財団法人日本適合性認定協会(JAB)により、平成 22 年 12 月 15 日付けで、ISO14064-2 に対応する ISO14065 の認定申請が受理された。	
検証報告書発行日	平成 24 年 2 月 29 日	
検証結果		
適用妥当性確認・検証ガイドライン	オフセット・クレジット(J-VER)制度妥当性・検証ガイドライン Ver. 2.1	
検証期間	2012年1月11日～2012年2月29日	
現地審査	期間	2012年1月26日～2012年1月27日
	審査内容	当社は現地審査を含む対象プロジェクトの妥当性確認審査を実施していないが、検証の現地審査においては、登録プロジェクトの内容について、妥当性確認審査における詳細の確認、妥当性確認審査時からの変更点の有無について、事業者へのヒヤリングと関連資料により確認した。また、活動量について、購買伝票原本、計量器測定データ集計表及び関連記録等を確認した後、計算による活動量の数値を確認した。デフォルト値以外の発熱量、排出係数については根拠資料を確認した。以上に基づき、モニタリング期間(2009年5月28日～2011年12月31日)の温室効果ガス排出削減量の計算結果を検証した。モニタリング体制に基づき、品質保証と品質管理に資する取り組みの実施状況について確認した。

排出削減・ 吸収量	年度	2008	2009	2010	2011	2012
	t-CO2	—	11.5	24.5	4.1	—
検証結果の要約	<p>検証意見の概要:</p> <p>1. 検証の目的及び対象 株式会社トーマツ審査評価機構(以下「当社」という。)は、環境省のオフセット・クレジット制度(以下、「J-VER 制度」という。)に基づき愛媛県(以下、「事業者」という。)が作成した温室効果ガス排出削減モニタリング報告書 Ver. 1.1 及びモニタリング報告書別紙 Ver. 1.1 (以下、「モニタリング報告書」という。)に記載された、モニタリング期間(2009年5月28日～2011年12月31日)の排出削減量について検証を行った。J-VER 制度実施規則 Ver. 4.0 及びモニタリング方法ガイドライン Ver. 3.1(以下、合わせて「J-VER 実施規則等」という。)に従ってモニタリング報告書を作成する責任は事業者にあり、当社の責任は、独立の立場からモニタリング報告書に対する結論を表明することにある。</p> <p>2. 実施した検証手続の概要 当社は、J-VER 制度妥当性確認・検証ガイドライン Ver. 2.1(以下、「妥当性確認・検証ガイドライン」という。)及び国際監査・保証基準審議会の国際保証業務基準 (ISAE) 3000「過去財務情報の監査又はレビュー以外の保証業務」に準拠して検証を実施した。妥当性確認・検証ガイドラインは、モニタリング報告書に記載された内容が J-VER 実施規則等に準拠して作成されているかどうかについて確認することを求めており、当社は、当該確認のための合理的な基礎を得るために、妥当性確認・検証ガイドラインが定める手続及び当社が必要と認めた手続を実施した。検証は、モニタリング報告書の作成に係る保証業務リスクの評価、方法論の適用方法及びその基礎となる情報の評価、モニタリング報告書の記載の検討を含んでいる。当社は、検証の結果として結論を表明するための合理的な基礎を得たと判断している。</p> <p>3. 結論 当社は、上記のモニタリング報告書に記載された排出削減量が、すべての重要な点において、J-VER 実施規則等に従って作成されているものと認める。</p> <p>本報告書の利用範囲 本報告書は、J-VER制度において環境省オフセット・クレジット認証委員会(以下、「認証委員会」という。)の利用に供することを目的に作成されたものであり、妥当性確認・検証機関から認証委員会に提出されるものである。したがって、本報告書が、当該目的以外の目的で使用された場合ならびに認証委員会および事業者以外の者により使用された場合、当社の帰責性の有無を問わず、当社は本報告書に関し一切の責任を負わない。</p>					

i 審査担当者、レビュー担当者、外部専門家を含み、それぞれの役割を記載すること。